



同窓会規約

第一章 総則

第一条

本会は八幡小学校同窓会と称し、事務局を世田谷区玉川田園調布二一十七ー十五 世田谷区立八幡小学校におく。

第二条

本会は会員相互の親睦をはかり、あわせて母校の発展に寄与することを目的とする。

第三条

本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 一、親睦をはかるための会合
- 二、母校の行事の後援
- 三、その他目的達成に必要な活動

第二章 組織

第四条

本会の会員は次の二種類をもって組織する。

- 一、正会員 八幡小学校の卒業生、または在学した人で入会希望者。

- 二、特別会員 現在及び過去に八幡小学校に奉職された校長、副校長、教職員。

または正会員の三分の二以上の請求があった場合、開催する。

第三章 会計

第五条

本会の経費は会員の入会金、維持会費、寄付金、その他をもってこれにあてる。

- 一、入会金 五百円として入会の際、徴収する。ただし特別会員は徴収しない。
- 二、維持会費 年額一ロ千円とし満二十歳未満の会員は会費を免除することができる。

第四章 機関

第六条

本会に次の機関をおく。

- 一、総会
- 二、幹事会
- 三、常任幹事会
- 四、学年会（同期会）
- 五、クラス会

第七条

総会は次の二種類とし会長が召集する。

- 一、定期総会（毎年一回開催）
 - 二、臨時総会
- 臨時総会は、常任幹事会が必要を認めるとき、

第八条

総会で次の事項を決める。

- 一、役員を選任
- 二、会計報告の承認
- 三、規約の変更
- 四、その他

第五章 役員、顧問、会計監査

第九条

本会に次の役員をおく。

- 一、会長 一名
- 二、副会長 三名（一名は副校長）
- 三、会計監査 二名
- 四、幹事 各クラスより二名
- 五、常任幹事 若干名
- 六、現校長を本会の名誉会長とする。
名誉会長は会の発展に協力し必要の際あらゆる会合に出席して助言することができる。

第十条

役員の任期は原則として二年とする。ただし再任を妨げない。

役員は、任期満了の場合においても後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

第十一条

会長は本会を代表し、副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は会長の職務を代行する。

第十二条

幹事は各クラス幹事を兼任する。クラス幹事はクラスのリーダーとなり、クラスの親睦をはかり、クラス活動及び会員の移動などをその都度事務局に報告する。クラス幹事のうちの一名は学年幹事を兼ねる。

第十三条

幹事会は会長、副会長、幹事によって構成され本会の運営にあたる。幹事会において正会員より会長、副会長、常任幹事若干名、会計監査の候補者を選出し、総会に諮り決定する。

第十四条

常任幹事会は会長、副会長、常任幹事によって構成され本会の総合的な運営にあたる。常任幹事より幹事長一名、会計若干名を選ぶ。幹事長は事務局を総括し、会務を執行する。

第十五条

本会に顧問、若干名おき、常任幹事会の推薦により会長が委託する。顧問は本会の発展に協力する。

第十六条

会計監査は本会の会計を監査する。

第十七条

本会の議決は出席者の過半数の同意を得て決し、可否同数の時は議長が決するところとする。

第六章 会計年度

第十八条

本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

第七章 個人情報

第十九条

本会の運営に伴う会員個人を特定出来る情報の取り扱いについては、情報を扱う者が遵守すべき事項を適正に遂行して、会員個人の権利を保護しなければならない。尚、情報を扱う者が遵守すべき事項については、別に規定を定める。

附則

本規約は昭和五十四年六月十日に一部改訂、同日より実施する。

本規約は平成十七年五月十五日に一部文言修正する。

本規約は令和五年六月四日に全面改定、同日より実施する。

クラス幹事の仕事

一、必要に応じて幹事会に出席して、クラスの動きを伝え、本会の運営発展に協力します。

二、総会、学年会、クラス会の開催や、本会の動きをクラスの会員に知らせます。現在、本会では、毎年四月上旬に、総会の開催と、本会の活動を書いた『同窓会だより』を幹事に郵送しています。各幹事は、クラスの会員に総会の開催を通知して下さい。

三、クラス会員の住所、電話番号等の変更を確認した時はその旨を事務局に連絡して下さい。

四、本会では幹事の報告にもとづいて『同窓会だより』に、学年会やクラス会の活動をのせます。会合を開いた時は、日時、会場、出席人数、内容、写真等があれば事務局の方に連絡して下さい。